

## 第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

① 第三者評価機関名

有限会社 医療福祉評価センター

② 評価調査者研修修了番号

SK2021269、SK2021271

③ 施設の情報

名称：児童養護施設 聖母の騎士園	種別：児童養護施設
代表者氏名：山下 公輝	定員（利用人数）： 20 名
所在地：長崎県諫早市小長井町遠竹 2747 番地	
TEL：0957-34-2152	ホームページ：www.seibonokishien.com
【施設の概要】	
開設年月日：昭和 21 年 10 月 1 日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 聖ヨゼフ会	
職員数	常勤職員： 20 名 非常勤職員 1 名
有資格職員数	(資格の名称) 名
	社会福祉士 1 名 里親支援専門相談員 1 名
	児童指導員・保育士 7 名 調理師 3 名
	家庭支援専門相談員 1 名
施設・設備の概要	(居室数)
	マリアホーム 13
	けやきホーム 12

④ 理念・基本方針

<理念>

まことに私は言う。あなたがこれらの最も小さな兄弟の一人にしてくれたことは、つまり私にしてくれたことである。

<基本方針>

1. 児童をかけがえのない一人の人間として認める。
2. 人格・人権の尊重
3. 心身の健康な育成
4. 社会人として自立し、貢献できる人に育てる

## ⑤ 施設の特徴的な取組

園は、小長井町の山間に位置しており、自然豊かな場所にあり、近くの山へ散策に出かける、夏になるとセミ取りに出かける等、子ども達は自然の中で生き生きとした生活をしている。

職員の勤務年数も長く、ベテラン職員が多いため、様々な子ども達への対応が可能である。

また、何か行事をする時には、近くにある修道院のシスターや卒業生、元実習生の手伝いもあり、長い期間での付き合いが継続されている。

## ⑥ 第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和5年 4月18日（契約日） ～ 令和5年 9月25日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和元年度

## ⑦ 総評

### ◇特に評価の高い点

#### <自然豊かな環境の中での生活>

園は、小長井町の山間にあり、裏山で遊んだり、夏になるとカブトムシとりに出かけたりと、様々な体験ができる環境にある。日頃から自然の中で生活をしていると、雨の日でも園内で遊ぶ方法を子ども達が考えるようになっており、遊び方の工夫ができています。

#### <第三者評価の活かし方について>

今回4回目の第三者評価受審となるが、毎回出た課題の振り返りをし、改善に向けた取り組みを全職員へ行っている。マニュアルの整備や、記録の整理は特に力を入れており、子ども達への支援が多忙の中、質の向上に真摯に受けてとめ、実践をしている。

### ◇改善を求められる点

#### <子どもアンケートについて>

年2回子どもアンケートを実施して、分析まで実施をしている。アンケート内容の中で、記名があり気になる内容がある子どもへは、対応をしているが、すべての子どもへアンケート内容を伝えていないとのことである。全部の内容までは網羅しなくてもいいが、アンケート結果について子どもに必要な内容だけでも取り上げ、振り返りをすることを期待する。

<職員と園長との面談について>

園長と職員は必要な時に話をしたり、園長から声をかけるよう心掛けています。いつでも話ができる環境を作っているが、定期的に個人面談はできていないとのことである。職員が日々考えていることや、園長の思い等を伝える機会として、じっくり話ができるように、今後個人面談を実施することを期待する。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

日常業務に取り組んでいる中で、第三者評価を通して課題が新たに発見されました。

園全体として、職員個人として、足りない部分、変えていく必要がある部分、より深めていかなければならない部分など園の現状・課題と向き合う貴重な機会となりました。

明確になった改善項目については、細かくチェックを行い、優先順位を検討し、取り組んでまいります。また、良い点についても再確認することができ、更なる向上を目指し、努力いたします。

日頃の取り組みに対しても、励みになるお言葉をいただき、今後の意欲にもつながりました。

職員間で問題意識を共有し、子どもたちへのよりよい支援のために努めてまいります。

ありがとうございました。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 共通評価基準（45 項目）

#### 評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設立当初から、「まことに私は言う。あなたがこれらの最も小さな兄弟の一人にしてくれたことは、つまり私にしてくれたことである」という理念を掲げている。この理念は、新約聖書の言葉を引用しており、内容をかみ砕くと「自分の利益ばかりを考えるのではなく、困った人を助けること。一人ひとりの子どもを尊重する」ということである。</li> <li>・ 子どもの成長に必要なポイントを、基本方針として 4 つ掲げている。人格の完成に活かすために必要なことを掲げている。</li> <li>・ リズムが取れていない子どもが多いため、基本方針の 3 つ目に掲げている、「心身の健康な育成」のため、決まった時間にご飯を食べる等、基本的な生活習慣を意識づけるようにしている。</li> <li>・ 理念については、年度初めや朝礼の時に読み合わせをし、職員へ周知はできている。子どもや保護者向けに理念や基本方針の資料は作成をしていないが、保護者には、入所の際に簡単に話をしている。</li> </ul>		

## I—2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I—2—(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I—2—(1)—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園長が年1回開催される、諫早市要保護児童対策地域協議会へ参加をし、様々な情報を得ている。昨年参加した際には、ヤングケアラーについての話が出てきており、長崎県でも増加傾向にあるとのことであった。</li> <li>・子どもの数が少なくなっている現状もあり、入所する子どもより、一時保護や諫早市と、雲仙市からのショートステイの依頼が増加しているとのことである。</li> <li>・定員の中で可能であれば、入所の受け入れはしていきたいが、例えば攻撃性が強い、多動である場合等は、要検討が必要であり、状況によっては受け入れが難しい場合もあるとのことである。</li> </ul>		
③	I—2—(1)—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の施策により、今後は小規模化を進めていかないといけないが、定員より入所する子どもの数が減ってきている現状でもあり、なかなか前に進めていないとのことである。</li> <li>・理事会の中でも、入所する子どもの数が減少傾向について、気になることが話題となっている。また、小規模化をどこにするか、場所の検討が今後の課題でもある。</li> </ul>		

### I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度から、令和6年度末までと、概ね10年程度後の施設の小規模かつ地域分散化に向けた計画を立てている。</li> <li>・現在は、男子棟8名までのグループについては、小規模として登録をしているが、国の施策の完全小規模化までには至っておらず、今後の課題として継続中である。</li> <li>・里親への委託率も上がってきており、入所する子どもよりも、一時保護やショートステイの依頼が増えてきており、また特性が強い子どもが増えているため、職員の対応は大変さを増してきている。</li> <li>・職員の心得として、「職員の目標、職員の児童支援の目標、施設運営のあり方」について、中・長期目標がある。この目標について、見直しをしたことがないとのことであるため、今後この目標を見直し、中・長期計画に落とし込むことを期待する。</li> </ul>		
5	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の小規模かつ地域分散化に向けた計画で、令和元年度から、令和6年度末までの子どもの見込みや、実績についての計画は作成されている。</li> <li>・「職員の目標、職員の児童支援の目標、施設運営のあり方」について、中長期目標に加え、短期目標も設定されている。この目標について、見直しをしていないとのことであるので、今後短期目標も見直しをし、単年度計画に落とし込むことを期待する。</li> </ul>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画は、園長が作成し年度初めに職員へ周知をしている。今年度は、アルコールチェックが義務付けられたことを踏まえ、安全運転に心掛けるようにという文言を追加している。</li> <li>・事業計画は、子どもをよく理解しながら、生活に活かすような内容に考慮して作成をしている。職員は、作成された事業計画の項目に対して、どうしていくかを検討している。</li> </ul>		

7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・㊦
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画の内容を、子どもへは生活の中で重視していることは伝えている。保護者へは、入所の時や子どもが入所中に電話をする時に、内容を簡潔に伝えることはあるが、子どもや保護者等へ周知するための資料は作成していない。</li> </ul>		

#### I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者評価受審の年には、職員が各々自己評価をした結果をホーム会議で検討して、全体で自己評価をまとめる流れとなっている。</li> <li>・第三者評価の他に虐待防止のチェックリストを毎週個人でチェックをし、ホーム長に提出後、園長が取りまとめをしている。このチェックリストも、内容の見直しをしている。</li> </ul>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者評価を実施した年の改善については、主任が主導で改善に向けた話し合いと取り組みをしている。</li> </ul>		

## 評価対象Ⅱ 施設の運営管理

### Ⅱ－１ 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ－１－（１）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ－１－（１）－① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園長から職員へは、常日頃から子どもを大事にするようにと伝えている。</li> <li>・園長の権限については、特に明記はないが、副園長や主任、職員で話し合いながら、園長不在の際には対応をしている。</li> <li>・イベントの際に子ども達と一緒に食事をする等、なるべく関わりを増やす努力をしている。コロナ禍でもあったため、外出がなかなかできなかったが、今後は子ども達と一緒に外出する機会を増やしたいとのことである。</li> </ul>		
11	Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法、虐待防止法、職員に関わる法律について、園長は特に重視しており、最近では、成年年齢の引き下げの民法改正についての話を職員へ行っている。</li> <li>・児童養護施設関連の施設が集まる、全国研修、西日本研修、九州・沖縄ブロック研修には、可能な限り園長や職員が参加している。コロナ禍ではリモートでの開催でもあったが、研修の中で、法令についての話があれば、職員へ振り返りをしている。</li> </ul>		

Ⅱ—1—（2）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—（2）—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に虐待防止については重要視しているため、園長から朝礼の際に直近の事例の話をする、職員会議の時にアンガーマネジメントを踏まえた話や、虐待の事例等について話している。</li> <li>・虐待防止委員会から名称を変えた支援改善委員会を、3ヶ月に1回開催をし、状況に応じて、第三者委員に助言を求めることもある。</li> <li>・毎年年度末に、重点的に取り組むべき課題を職員から出してもらい、子どもに関する項目3つ、職員の関する項目を3つ挙げ、園として取り組むこととして実施している。</li> </ul>		
13	Ⅱ—1—（2）—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員のホーム間の異動については、年度末に話し合い、4月からの異動をしている。今年度は、マリアホームから2名、けやきホームから1名異動となっている。</li> <li>・職員については、必要であれば補充をしたいという希望である。小規模化になった時は、職員を増員しないといけないと考えている。</li> <li>・小規模化に向けて、今後は実施をしている他施設を訪問して、情報を収集する予定である。</li> </ul>		

## Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最低基準を満たす人材配置は実施しているが、必要であれば職員の補充をしたいという要望はある。</li> <li>・心理の勉強をしている職員に、心理部分を担当してもらっているが、県が認める心理士がいないのが、課題である。</li> <li>・実習生から就職した職員もいるとのことである。実習で慣れた後に、就職してもらおうと、園としてもプラスになるため、実習生へは前向きな言葉を掛けて、就職に結びつけるようにしている。</li> <li>・職員の定着率をあげるため、経験を活かすように園側として努力をしている。</li> </ul>		
15	Ⅱ—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員同士の関係に響くため、評価の方法はあるが、人事考課まで実施をしていない。</li> <li>・毎年職員行動目標を作成し、職員会議や朝礼で理念とセットで、読み合わせを行っている。また、個人的に今日やりたいことを、朝礼で呼びかけるようにしている。</li> <li>・給与規程は各ホームに置いているため、いつでも内容の確認はできる。手当としては、宿直、主任、ホーム長手当等があり、処遇改善加算も加味している。</li> </ul>		

Ⅱ—2—（2）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—（2）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以前から園の近くに女子寮を併設しており、夜遅く帰る時でも安心できる環境が整っている。</li> <li>・勤務表はバランスを見て作成をするようにしており、休みは連休で取ることは可能としている。また、有休届けで有休を管理しており、法令で定めている年間5日以上はとれている。</li> <li>・園長と職員は必要な時に話をしたり、声をかけるよう心掛けているとのことであるが、定期的に個人面談はできていないとのことである。職員が日々考えていることや、園長の思い等を伝える機会として、今後個人面談を実施することを期待する。</li> </ul>		
Ⅱ—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、職員各々が「重点的にとりくむべき課題」を考え、園長へ提出をしており、それをもとに園としての「重点的にとりくむべき課題」を策定している。最近、小規模化に向けた高機能多機能についての課題を挙げているが、小規模化がなかなか進まない状況の為、実施が難しいことが続いている。</li> <li>・平成27年2月に、全国児童養護施設協議会が作成している「児童養護施設の研修体系、人材育成のための指針」を職員に配付している。入職前から施設長までのレベルが、設定されている。主任としてはこの指針をもとに、実施したいという要望はあるが、時間が設定できず実施できるまで至っていないとのことである。</li> <li>・現在は一時保護が多いため、日常的にスーパービジョンを実施しているとのことである。</li> </ul>		

18	Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園内研修は、年2～3回実施しており、最近ではアンガーマネジメントや虐待に関する内容が多いとのことである。</li> <li>・職員による不適切な行動があり、県からの指導監査が入ったこともあり、園内研修で振り返りを実施している。</li> <li>・外部研修は年間計画の中に入れており、外部研修に行っていない人から優先して研修に行けるようにしている。外部研修は、全国児童養護施設協議会、児童養護施設研修（九州・沖縄ブロック）、西日本児童養護施設職員研修のいずれかに参加できるようにしている。</li> </ul>		
19	Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部研修や内部研修を受講できる機会は確保されており、過去に受講した研修についても、個人ファイルで保管をしている。資格の取得を目指している職員もいる。</li> <li>・1人1人の研修計画までは作成ができていないとのことである。園として受講してもらいたい研修と、職員1人1人が受講をしたい研修もあると思うため、今後職員1人1人の研修計画を作成することを期待する。</li> </ul>		
Ⅱ—2—(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年は、主に保育士、社会福祉士の実習生10名程度を受け入れている。</li> <li>・女子ホームであるマリアホームに、実習生が宿泊できる部屋が用意できているため、宿泊での女子実習生の受け入れは可能であるが、男子実習生は通いのみの受け入れとなっている。</li> <li>・実習内容については、大学からの要請内容によって実習生ごとに違いがあり、職員会議の中で検討をしている。</li> <li>・実習生マニュアルについて、宿泊についての部分や内容を簡素化する等、見直しをしている。</li> </ul>		

## Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌を年2回発行しており、役所、駐在所、ボランティア団体、寄付者、卒業生等へ配付をしている。近隣へは手渡しをしている。</li> <li>・コロナ前は、近くの地区の運動会へ参加をしていたが、コロナ禍の為運動会が開催されていないため、この地区との交流は違う形で継続をしていきたい意向である。また、以前は民家を借りて小規模を実施していた時には、地域の清掃活動に参加をしていたが、現在は小規模をしていない為、清掃活動に参加はしていない。</li> <li>・諫早市内の子ども食堂に職員が出向き、子ども食堂を手伝っていることもあり、今後は子ども食堂へ広報誌やショートステイのパンフレットを置いて、園のことを知ってもらえる機会になればという希望がある。</li> </ul>		
22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・㊦・c
<p>コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部の会計事務所に依頼をし、内容を監査してもらっている。</li> <li>・以前長崎県の指導監査の際に会計に関する指摘があったが、会計事務所へ内容を確認したところ、指摘する内容ではなかったということがあった。</li> </ul>		

## Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—(1)—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㊦・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画の中に、「地域との積極的な交流」を掲げて、子どもの買い物は地域のお店を利用したり、子どもが通う幼稚園や学校の保護者会にも参加をして、繋がりを大切にしている。</li> <li>・地域のボランティアや、ライオンズクラブ、ロータリークラブ等と交流が続いている。内容としては、コロナ前は一緒に餅つきを行う、コロナ禍の中でもケーキやプレゼントを持参してくれる、諫早から長崎まで新幹線に乗った後、映画を観てくる、お風呂に一緒に行く等、様々な団体と交流をしている。まだまだコロナ禍ではあるが、可能な限り受け入れる姿勢である。</li> <li>・以前は近隣の地区の人が剪定に来てくれていたが、高齢化が進み現在では実施されていない。</li> </ul>		
24	Ⅱ—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行事の時には、卒業生や元実習生、近隣の修道院のシスターから協力を得られているため、改めてボランティアを募集するまでもないとのことである。</li> <li>・以前はピアノを教えてくれる方がボランティアとして来ていたが、今は継続できていない。女の子はピアノが好きな傾向であるため、今後また再開を希望したいとのことである。</li> <li>・ボランティア希望がある場合には、まず事務局で受け付けをし、園長に打診をする。その後、職員会議か朝礼か部署会議で、受け入れるかどうか検討をする。評価訪問時には、ドローン講習会体験の案内が来ており、職員会議で検討をする予定とのことであった。</li> </ul>		

Ⅱ—４—（２）関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—４—（２）—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども達が通う学校、長崎県、長崎こども・女性・障がい者支援センターとは常日頃から密に連絡を取り合っている。また、以前無断外出をしたりする子どもがいたため、駐在所とも連携をとっている。</li> <li>・関係先の連絡先については、各ホームと事務所に掲示している。平日は、事務所から電話をし、土日は事務所が休みの為、各ホームから電話をかけるようにしている。</li> <li>・卒業生が就職した先に、NPO 法人の役員の方がおり、そのご縁で今でも、NPO 法人の役員の方と、園との交流が続いている。また、卒業生が他県で生活をしていた時に、近隣の修道院のシスターの知人が、卒業生に定期的な訪問をしたり、支援をしてくれたり、様々な方向からつながりができている。</li> </ul>		
Ⅱ—４—（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—４—（３）—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の部活や保護者会等で、子どもが通う学校とは連携を密にし、そこから地域のニーズを把握している。また、園長が諫早市の要保護児童対策地域協議会へ参加をし、地域のニーズ等を把握する取組は実施している。</li> <li>・施設がある付近の地域では、高齢者の数が増加しているため、児童に関するニーズというより高齢に関するニーズが挙がってきている。</li> <li>・諫早市や雲仙市のショートステイ、里親のレスパイトは受けている。夜間のみの利用となるトワイライトも受け入れ可能としているが、まだ実績がないとのことである。</li> <li>・今後は地域の子ども食堂に協力をしていき、そこから施設への利用等を働きかけていければという希望である。</li> </ul>		

27	Ⅱ—4—(3)—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里親のレスパイトは月1回等定期的に利用をして家族もいる。</li> <li>・長崎県へ災害派遣要員登録をしており、有事の際には、職員が行けるようにしている。</li> <li>・以前理事長が、地域に向けて講演会を行っていたが、今は実施していないとのことである。</li> </ul>		

## 評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

### Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

	第三者評価結果	
Ⅲ—1—(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども個人それぞれの支援が統一できるように、職員間でその都度話をしたり、ホーム日誌やホーム会議、自立支援計画書等で周知している。</li> <li>・特に言葉かけについては、職員間で共通認識をするようにしており、失禁した場合には、失禁したことが分からないように「着替えようね」と声かけをしたり、「トイレに行こうか」ではなく、「そろそろトイレどう？」等言葉を替える工夫をしている。また、トイレの声かけをする人を限定したり、食事時の言葉かけを減らしたり、マイナス言葉を使わないようにしている。</li> <li>・中高生へは、子ども達へ意見を聞く機会（子ども会議）を設けており、去年は男子ホームのみ年3回実施している。会議の内容は、例えば、卓球をする時のルール、ゲームの時間を決める、子ども同士で嫌に思ったことを話し合う等、子どもを真ん中に置いて、子ども達の自主性を大切にできるよう配慮できるようにしている。</li> <li>・自立支援計画を作成する際にも、中高生には聞き取りシートで意向を聞き、幼児や小学生も、頑張りたいこと等可能な限り聞き取りをして、意向を取り入れている。</li> <li>・子ども達には、園を卒業した後、何もできないということがないように、日々支援をしている。言われてできるというのは、結果できてないということになるため、子どもの自主性を尊重しながら、対応をしている。</li> </ul>		

29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども達へは、幼児も含め、他の人の部屋に入らない、他の人の物を勝手に触らない等、プライベートゾーンについての話を何度も伝えている。</li> <li>・職員も無断で子どもの物を触らない、部屋に入る時には必ずノックをするということを徹底している。また、プライバシー保護についてのマニュアルを各ホームに置いている。マニュアルの内容について、何かある場合に園長から話しがある。ただ、マニュアルの見直しは行っていないとのことであるため、折に触れてマニュアルの見直しをすることを期待する。</li> </ul>		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所時に、子どもへ一日の流れ、部屋の説明や、他の人の部屋に入らないこと、他の人の物を勝手に触らない等、施設での生活について最低限の話をしている。保護者へは、園の説明等したり、パンフレットを渡すようにしており、説明する職員は出勤している職員がするため、どの職員でも対応が可能である。</li> <li>・子どもへ説明する時には、簡単な言葉で伝えるよう配慮している。また、子どもの状況に合わせて、表情に気を付けたり、優しく言ったり、後々繰り返し言うなどの工夫をしている。</li> <li>・以前は、子どもと顔を合わせてからの入所が多かったが、最近では一時保護から入所に繋がるケースが増えてきているため、入所についてマニュアルを見直し中である。</li> </ul>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもが入所中は、保護者へ定期的に電話をしたり、学校の行事の時に参加してもらうよう促したり、面会や外出、帰省の時にできるだけ話をするようにしている。</li> <li>・自立支援計画を作成する時にも、保護者にも意向確認をしている。伝え方も、例えば「言葉遣いが気になることを挙げますね」等、簡素化して話すようにしている。</li> </ul>		

32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の施設へ移行というより、家庭移行か里親移行が多い現状である。</li> <li>・退所をする時には、関係機関カード（住んでいる地域の子どもセンター、市役所、医療機関等）を作成して、渡すようにしている。関係機関カードは、幼児へは画用紙を使って作成する等、工夫をしている。</li> <li>・退所する前に会議を行い、受け入れ側がしっかりしている状況かどうかを見極めるようにしている。</li> <li>・アフターケアマニュアルは、今後見直しをする予定である。</li> </ul>		
Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回、小学生以上にアンケートを実施している。小学1年生のみ、聞き取りをしたが、その他は記名をしてもらっている。以前は無記名でのアンケートだったが、何か記載があった時に無記名だったら対応が難しいため、令和3年度から任意で記名できるように変更をした。子ども達のアンケートから、ほめられることがないと思っている傾向とこのことが分かったとのことである。現時点では、アンケート内容は職員が把握をしているまでしているが、今後はアンケート内容を活かす取り組みを期待したい。</li> <li>・子どもとの話し合いでは、外出をしたい場所、外食したい、遊びに行きたい、ゲームをする時間を長くしてほしい等の要望が出ている。</li> </ul>		

Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情申し出方法と解決手順を整備し、「苦情相談窓口を設けています」という用紙は、入所の時に保護者へ渡すようにしている。</li> <li>・保護者からは電話で意見が出てくることが多く、意見を繰り返すような内容だったら、苦情として挙げるようにしている。</li> <li>・苦情や意見の内容が多様化しているため、広報誌へは、件数のみの掲載までとなっている。</li> <li>・子ども達がいつでも意見や相談ができるよう、施設内の廊下や各部屋等に意見箱を設置しているが、口頭での意見や相談が多いため、意見箱には入らないとのことである。</li> </ul>		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別に話を聞く時は、子どもの部屋や、学習室、娯楽室等プライバシーを保てる場所で話しやすい環境を整えている。子どもそれぞれに、記録の担当、学校や保護者と関わりを持つ等の担当職員が決まっているが、相談等は、話しやすい職員へ話していいとしている。</li> </ul>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すぐに対応が必要な場合には、即時対応しているが、急ぎではない時には、3ヶ月に1回の支援改善委員会で話しあっている。苦情解決第三者委員の2名のうち、1名の委員に、支援改善委員会に出席してもらい、その時に意見をもらっている。もう1名の苦情解決委員には、年度末の会議に出席をしてもらっている。</li> </ul>		

Ⅲ— 1 — ( 5 ) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ— 1 — ( 5 ) — ① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園で想定されるリスクに関しては、子どもの怪我や事故発生時を中心に捉えたマニュアルの整備を確認した。職員はこのマニュアルに沿って緊急時の対応を統一している。園の取組みとして、ここ数年でマニュアルの整備や見直しを重点課題として捉えており、緊急時の対応マニュアルや不審者対応マニュアル等リスクに発生時の対応を書面で確認した。</li>   <li>・事故が発生した際の記録としてアクシデントレポートと、事故が発生する手前のヒヤリハット報告書に分類して記録を保存している。発生したアクシデントやヒヤリハットに関しては、職員会議や部署会議、ホーム会議等で情報を共有している。</li>   <li>・実際に緊急時の対応等が発生した場合には、年に4回開催している支援改善委員会(虐待防止委員会)にて状況を報告して原因の分析や再発防止策の徹底に繋げている。この委員会には園長や委員の他、第三者委員も参加して助言をもらえるようになっている。</li>   <li>・児童が通常行動する動線上の安全確保や、遊具等に関しては定期的なチェックを実施したり、研修にも参加しているとのことであった。</li>   <li>・アクシデントの発生を最低限抑止するためにヒヤリハット報告の充実が望まれる。日々の観察や気づきの数が増えれば、それだけ発生件数も抑制されると考えられるため、簡素な様式でも良いので提出数の増加を期待したい。</li> </ul>		

38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全衛生委員を中心に子どもたちの健康管理(健康診断や予防接種等)を実施している。健康管理にまつわる情報は全て記録して保存している。</li> <li>・感染症対応マニュアルを作成している。追加の内容として新型コロナウイルスの対応について職員間で話し合い、感染予防及びまん延防止の文章を作成している。</li> <li>・健康管理の一環として子どもに対して毎朝検温を実施している。また予防策の一環として、咳エチケットや手洗いの掲示物を貼って励行している。</li> <li>・新型コロナウイルスの流行期には、毎日朝晩検温を実施したり、食事を2回に分けて提供したり、子どもたちに理解を得ながら予防に努めたとのことであった。</li> <li>・子ども達の通常の通院や体調不良時の随時の通院に関しては、通院記録や看護ノートに状況を記入して職員間で情報を共有している。</li> <li>・今後、感染症の予防やまん延防止に関して、サイト等にも動画を活用する等、繰り返して学ぶことを期待する。</li> </ul>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策に関する資料として緊急時対応マニュアルと防災マニュアル、要覧にまとめて体制や対応を統一できるようにしている。</li> <li>・要覧と緊急時対応マニュアルは全職員に配布しており、毎月1回避難訓練を実施している。訓練の内容としては火災発生時を想定したものとなっている。</li> <li>・現在、事業継続計画(BCP)は策定の段階で、災害や感染症がまん延しても養育が継続できるように園として取組んでいる。</li> <li>・備蓄に関しては子ども達と職員分を含め、3日分を想定して食料と飲料水を確保しているとのことであった。</li> <li>・園の所在する地区のハザードマップを確認したところ、一部土砂崩れが発生するエリアを確認した。今後、土砂崩れが発生したことを想定した訓練の実施や、それ以外の自然災害に特化した訓練の実施を期待する。</li> </ul>		

### Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども達の養育、支援に関する基本的な方針は、要覧に記されており、毎年4月に園長が重要事項を読み上げて方針の再共有、再徹底を確認している。</li> <li>・子どもの権利擁護や人権の尊重、プライバシーの保護に関しては「虐待防止チェックリスト」関連として、①1週間に1回実施するチェックリスト②聖母の騎士園として取りまとめている児童養護施設におけるチェックリスト③人権擁護・人権侵害防止のための点検事項(チェックリスト)等重層的に取り組むことで意識を持続的に高める工夫をしている。</li> <li>・標準的な支援の実施に関して、指標となる資料が自立支援計画書で、基本的にこの計画書の内容に基づいて、いつでもどこ、どの職員が実施してもばらつきの無い支援を提供できるように努めている。</li> <li>・自立支援計画書に基づく養育・支援が適切に提供されているか園で検証するため、まずはホーム会議の場で支援の状況を職員全体で共有するようにしている。更に園では定期的にホーム毎のケース研究を実施しており、子どもに提供している支援の内容や課題等を実務的な職員全員が共有している。</li> <li>・自立支援計画書の策定に当たっては策定マニュアルがあり、着眼点や表現方法等、職員間でバラツキが発生しないように工夫されている。</li> </ul>		

41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養育、支援に関する基本的な姿勢を示した要覧は、毎年職員に配布するようにしている。意図としては養育・支援のみならず園の重要書類であることを再認識してほしいというところであった。</li> <li>・ 棟ごとに定期的に行っているホーム会議の場において、担当職員間で子ども達の経過や状況を共有した上で、職員全体で集まる職員会議で発表するケースについて取りまとめを行うようにしている。この機会に自立支援計画書の内容と実際の養育・支援とのギャップがないか検証するようにしている。</li> <li>・ 自立支援マニュアルの中に計画の見直しの時期、児童の意向や気持ちを確認する面談の時期、再作成の時期等フローが記してあり、この流れに沿ってサイクルが回っている。</li> <li>・ 現在のところ、要覧や自立支援マニュアルの見直しは必要ないとのことであったが、今後、実態とそぐわない文言等がある場合は、協議の上で変更や追加、削除を期待する。</li> </ul>		

Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメントの実施については自立支援マニュアルの手順に沿って作成するようにしている。基本的に自立支援計画に関連する一連の流れについては、マニュアルにフローが記されているため、新しい職員が入職してもマニュアルを見ながら流れ把握できる仕組みができています。</li> <li>・子どもや保護者から得る情報は「聞き取りシート」という書式を活用して状況の把握や確認を行うようにしている。このシートの活用については、年度初めに1回聞き取りを行うようにしていて、意向や希望等を毎年確認するようにしている。</li> <li>・自立支援計画の内容に関して、基本的に長崎こども・女性・障がい者支援センターからの情報に基づく方針を中心に立案している。この根本的な方向性に沿って、園での生活に即した内容を具体的な支援内容として文章化してある。</li> <li>・自立支援計画の立案に際しては、複数の職員の間から見た客観的な課題抽出や支援の内容を作成するように指導がなされている。このため、棟ごとに定期開催しているホーム会議や、職員全体で実施している職員会議の場で丁寧に子ども達の成長であったり、課題、又は、計画に沿った支援ができているか等情報共有している。</li> <li>・園として「支援困難ケース」とは子ども達が上手く自己表現できないことや、課題に向き合うことができていない「つまづき」であったり、職員の支援が子ども達の心に響かなかつたり、様々な角度から手は尽くせども、好転しないようなケースと捉えている。このようなケースも含めて園ではケース研究を職員全体で行い、様々な角度から養育・支援の在り方についてディスカッションする場を設けている。また内容によっては支援改善委員会(虐待防止委員会)の第三者委員から意見をもらうこともあるとのことであった。</li> </ul>		

43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は毎月開催しているホーム会議で子ども達の生活の様子等の状況を共有して、支援の方法や関わり方等を再確認するようにしている。自立支援計画の変更点や注意点が発生する場合は、会議の場で伝えるようにしている。</li> <li>・年度末には自立支援計画の評価と次計画書につなげるための課題抽出を行っている。新たな計画が完成したら、ホーム会議や職員会議で再共有を図り、職員全体的に支援の方向性を理解する取組みを徹底している。</li> <li>・子どもの自立支援計画の評価や見直しについては各担当職員が実施している。また、子どもの意向を把握する時期の目安として、学校の学期に合わせて7月、12月、3月を設定している。</li> <li>・自立支援計画の緊急的な変更について、子ども本人の変更はあまりないとのこと。一方、保護者の欄の変更については意向や生活状況の変化が想定されるため、変更になることがあるとのこと。</li> </ul>		
Ⅲ—2—(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームにおける子どもの記録様式として①ホーム日誌②育成記録③健康診断④児童台帳の4書式を確認した。園ではこのフォームに統一して記録を保存するようにしている。</li> <li>・日々子ども達への支援状況の記録は、毎日ホーム日誌に記入して職員が周知できるようにしている。</li> <li>・職員間における記録の内容や書き方について、記録手順マニュアルに沿って実施するように園として統一している。</li> <li>・記録に関して基本的に情報を残す書式が①ホーム日誌②育成記録③健康診断④児童台帳で、この他にも目的別に開催しているホーム会議や部署会議の議事録にも記録が残されており、職員はどの資料を見れば必要な情報が掲載されているか把握している。</li> <li>・現在、パソコン等で情報の共有ができるネットワークシステムは構築されていないが、男子棟、女子棟の職員はそれぞれの情報を会議録から共有することができている。</li> </ul>		

45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園における記録物の管理体制については文書管理規定に基づいて適切に管理されている。特に重要度の高い記録物の保管に関しては、セキュリティレベルを更に高めて保管している。</li> <li>・個人情報の重要性や取扱いについては「人権擁護のためのチェックリスト」を年に4回実施して自己評価するとともに、意識を高める取組みを実施している。</li> <li>・広報誌やホームページ、学級通信、メディアへの映像提供等の肖像権の使用に関しては、同意を得た上で掲示するようにしている。</li> <li>・個人情報保護やその取扱いについて、その重要性は十分理解されていると考えるが、年に4回のチェックリストに加えて、基本的な知識の確認や漏洩した場合の影響を職員全体で共有する研修等の開催が望まれる。</li> </ul>		

## 内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

### A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・⑥・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの権利擁護や人権の尊重に関しては「虐待防止チェックリスト」関連として、①1週間に1回実施するチェックリスト②聖母の騎士園として取りまとめている児童養護施設におけるチェックリスト③人権擁護・人権侵害防止のための点検事項(チェックリスト)等重層的に取組むことで意識を持続的に高める工夫をしている。</li> <li>・園の組織の中に支援改善委員会(虐待防止委員会)が位置づけられており、この委員会の中で子ども達の権利擁護、人権の尊重、虐待防止等にまつわる具体的な話し合いが展開されている。</li> <li>・子ども達の思想、信教の自由について、子ども達より園で月に複数回行われているミサや宗教的活動の参加についての意見が上がった。子ども達の声を職員会議で協議して、最終的に月に1回参加することで議決した。</li> <li>・子どもの声を真摯に受け止める機会の1つにアンケートの実施を行っている。アンケートをとることで日常生活上では耳にしない情報が入ることがあり、権利侵害や不当な扱いを受けていないか等の確認材料の1つになっている。アンケートは以前年に3回していたが、2回に変更して状況、意向、希望等を確認している。令和4年9月以降、アンケートの内容や収集方法、集約等についてバージョンアップしてはいるが、まだ検討の余地があるとのことであった。アンケートに関しては子ども達が意思を発する1つのきっかけとして評価できるが、今後、アンケートの結果を何らかの形でフィードバックする仕組みを期待したい。</li> </ul>		

A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間の有する権利についての説明であるが、子ども達の年齢差や発育状況を加味して職員は説明するようになっている。一番重要視していることは「自分の意見を伝えること」「自分の気持ちを伝えることができること」とのことで、日常の中の関わりから伝えていくことが大半のようであった。</li> <li>・職員間における権利擁護、人権の尊重等に関する学びの機会は、要覧の基本的な支援の方針が軸になるが、会議や委員会活動の場面においても話しに至ることが多い様子である。</li> <li>・様々な学年の子ども達が生活をしているが、最初から年下の子ども世話をできるケースもあればそうできないこともあり、個人差が著しい様子であった。年下の子どもや障がいを持つ子どもへの配慮については、繰り返し全体へ伝えることで少しずつその理解に近づくというのが実際の支援の様子であった。このような養育・支援について職員は長い目で考えている一面があることと、子どもそれぞれの特性に合わせて指導(声かけ)をしている点が印象的であった。</li> <li>・職員は何かあったら小さなことでも教えてほしいと、常々子ども達に伝えている。この繰り返しこそが重要なアクションではあるが、1つだけ付け加えると「見える化(可視化)」することも1つ意識付けの一助になると考えられる。例えば「～なことがあったらすぐに先生に教えてほしい」等、具体的な文言をいくつか並べて掲示することでイメージがわかりやすくもなる。苦情・要望・希望の線引きは困難であるが検討されたい。</li> </ul>		

A—1—（3） 生い立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生い立ちを振り返る取組みについては、子どもそれぞれ背負うものがあり、伝えるタイミングや伝え方等間違ってしまうと思わぬ方向に展開していくので特に慎重に捉えているとのことであった。</li> <li>・ 園の中で生い立ちの説明をする前の検討段階で、内容等によってどうしても園での対応が困難な場合は長崎こども・女性・障がい者支援センターの職員に依頼する場合もあるとのことであった。</li> <li>・ 生い立ちの説明に関しては、保護者の意向も重要であるため、子どもの気持ちだけではなく、総合的な判断の下方針を定めている。この一連のフォローについては園としての方針を基にして取組んでいる。</li> <li>・ 子どもに対して生い立ちを説明した場合、その後のフォローアップは特に慎重に行うとのことであった。また、子どもの発する言葉や態度、雰囲気等職員間での情報共有も綿密に行っている。</li> <li>・ 園に入所している子どもたちには、個別にアルバムを準備して自ら成長の軌跡を追えるようにしている。</li> </ul>		

A—1—（４）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（４）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員による不適切な関わりを発生させないような予防的な取り組みとして、マニュアルの読み合わせや、研修の実施、委員会での協議内容の周知等、関連する資料の確認を多頻度に行っている。また、職員間で不適切な関わり事例集を読み合せて、自分たちの支援が適切か否か検証する取り組みも行っている。最後に研修に関しては長崎こども・女性・障がい者支援センターの職員に依頼して、虐待や発達障害の研修を開催したとのことであった。</li> <li>・職員による子どもへの体罰や不適切な支援が認められた場合、事実確認を正確に実施した上で規定に基づく処分がなされる。明文化されたものが就業規則で、罰則規定の部分がこれに該当する。</li> <li>・万が一、園内で体罰や児童虐待等が発生した場合、支援改善委員会(虐待防止委員会)に構成されている第三者委員の意見を聴取して、客観的な意見を求めることができる仕組みができています。この仕組みは苦情発生時にも同様の流れで情報が提供されて、客観的な意見を求めることが可能となっている。</li> <li>・令和4年9月の職員会議の折に、「虐待として報告のあった事案」を皆で朗読して、職員それぞれが「自分だったらどうしていたか？」を自問自答する機会を設けた。職員から出された意見も含めて取りまとめを行い、再発防止策を10つ掲げて、日々不適切な支援のない健全な対応を取っている。再発防止策の1つにできるだけ職員1名になる時間を削減するという事で、シフトの見直しも行ったとのことである。</li> <li>・子ども達に対して万が一、職員から体罰や虐待を受けた場合の対処法や通報先、不利益を被ることがない旨の説明等、言葉だけではなく、年齢、発達段階、特性に配慮したわかりやすい表現での説明文の作成を期待する。可能であれば子ども、職員の誰もが目に付くところに掲示すると様々な抑止力にもなり得る。</li> </ul>		

A—1—（5）支援の継続性とアフターケア		
A⑤	A—1—（5）—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども達にとって入所、退所、子どもによっては部屋の移動も不安感が先立ち、精神的に不安定になりがちとのことであった。このような心理状態を理解しつつ職員は配慮した対応を心がけている。具体的には子どもの特性をいち早く捉えることができるように情報収集に努めたり、関わりの中で気になる点があれば職員皆で共有することが重要とのことであった。</li> <li>・入所した際の一連のフローを入所受入れマニュアルにまとめて、どの職員が対応してもばらつきのない対応ができるように工夫している。これはあくまでも一連の流れを示した書類であり、入所したばかりの子どもに対しては程よい距離感を保ちつつ声かけや、他の子ども達と会話ができるように仲介して、配慮している。</li> <li>・退所時の支援であるが、退所前は特に長崎こども・女性・障がい者支援センターの職員と連携を図る機会が増大するとのことであった。また、場合によっては子どもが居住する地域の要保護児童対策地域協議会に参加して、各関係機関と連携を図りやすいように情報の共有や顔の見える関係作りに努めている。</li> <li>・退所後もケースバイケースではあるが、連絡した上で家庭訪問を実施して、円滑に生活を営むことができているか、課題は解決しているか、新たに課題が発生していないか等、会話の中や表情から汲み取りながら確認するようにしている。</li> </ul>		

A⑥	A—1—(5)—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども達の退所に向けてというわけではないが、普段から発達段階に合わせて掃除、洗濯、料理等に取り組んでいる。初めから上手にできない場合でも職員が手本を見せる、一緒にやる、やらせてみせる、このようなプロセスの下リービングケアを実践しているとのことであった。</li> <li>・子どもが退所した後、アフターケアの実施や子どもや保護者からアプローチがあった場合は必ず記録に残すようにしている。</li> <li>・退所後にアプローチを取る際は、園から実施することもあれば退所した者の仕事場や病院から連絡が入る場合もあるとのことであった。このように連絡対応に関してはケースバイケースで、個人情報に留意しながら対応しているとのことであった。</li> <li>・園として退所後の支援は途切れるケースも中にはあるが、施設側から終了するのではなく、継続をしているケースが多く、園を退所した者同士繋がっていたり、新型コロナウイルス感染拡大前は、園に集まって同窓会をすることもあったという。このような機会が再び実施できるか不明であるが、退所した者にとって1つの拠り所となる点は評価できる。</li> <li>・退所するということは不安もあれば逆に新たな始まりという意味で期待もある。このような感情が入り混じる際は、情緒が不安定になりやすい時期ともいえるため、言葉の説明だけではなく、「1人暮らしを始める人へのガイドブック」を渡す等、困った時の指南書のようなものの活用も検討されたい。</li> </ul>		

## A—2 養育・支援の質の確保

A—2—（1）養育・支援の基本		
A⑦	A—2—（1）—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものことをしっかりと受け止める一環として、園に新しく入所が決まった児童の受入れ当日の玄関をくぐった時から挨拶はできるか、靴を並べるか、どうしたらいいか尋ねることはできるか、ノックして部屋に入ることができるか等々、職員の密な観察が始まる。会話だけではなく子どもの行動からも性格や特性を理解することに繋がるとのことであった。</li> <li>・職員は子ども達との日々の関わりの中から様々な情報を入手して成長を感じたり、課題が見えたり、新たな発見があつているとのことである。これらの情報は職員間で共有して、子どもの深層の部分の理解に努めている。</li> <li>・職員が子ども達と関わる際は、子どもがなぜ園にいるのか、どのような生活を営んできたのか、他者との関わりはどの程度できるのか、家族構成、性格、学校での様子等々、様々な情報をインプットして関わりを開始している。急な受入れの場合もあるため一概には言えないが、基本的に情報を得てから支援を開始する。</li> <li>・子どもの中には状态的に虐待を受けてきた経験もあり、このような場合はまず大人を信じていけないという。日々、少しずつ信頼関係を築くために関わりを持つ他に距離感を詰めることは困難とのことであった。</li> <li>・年に2回アンケートを取っているが情報の集約、職員間での共有にまでしか至っていない。今後、アンケートの結果を子ども達にフィードバックする機会を期待したい。</li> </ul>		

A⑧	A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども達の基本的欲求には個人差があるため、それぞれの状況に合わせて個別の対応を取ることで最低限の欲求を満たしている。一例として甘えることが上手な子どもも居れば、甘えたくても甘えることが苦手な子どもも居る。同じ対応を取るのではなく、ちょっとした配慮をして甘えやすい環境や場面を作る等の工夫を確認した。</li> <li>・子ども達は園のルールの中で生活を営んでいるが、危険が及ばない、生命や財産に影響がないような範疇であれば、柔軟な対応をすることができている。ちょっと外出することや買い物に行くこと等、本人の希望に沿うことは可能な限り実施している。</li> <li>・低学年の子どもにとって、夜寝る時に誰も近くに居ないことは不安に感じる場合が大半のため、宿直室の隣室に寝てもらったり、時に寝入るまで横にいたりして安心感を与える工夫を行っている。</li> </ul>		
A⑨	A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの年齢や発達状況、特性に応じて関わり方、自立した社会生活を営むことができるスキルアップも視野に養育・支援を行っている。この基本的な姿勢として自己決定を重んじており、まず本人がどうしたいのかを第一義に支援を組み立てている。</li> <li>・園では年に2回程度、子ども会議を開催している。子ども主体の話合いの場であるが、ルールとしてまずは職員からのお願いごとを子ども達に伝えて、その後は話し合いが始まる。内容としては何かルールを決める際に皆で意見を出し合うわけだが、テレビの視聴ルールや外遊び、何時に寝るか等ディスカッションを重ねる。うまく話し合いが軌道に乗るときもあるが、話が脱線することもあるため職員が修正しながら着地点まで導くようにしている。この会議の折に特に職員が気がけていることは「自主性の尊重」ということで、極力横から口を出さないように気を付けているとのことであった。</li> <li>・子ども達が自己肯定感を高めるために職員が気がけていることは「褒める」ことであった。様々な環境を経て園に入所しているわけだが、子ども達は叱られたり怒られたり認められなかったりする経験が多い中、人を信じるという気持ちを持つことは容易ではない。だからこそ、ちょっとしたことで褒めたり認めたり、職員が子ども達に感謝の気持ちを示しながら少しずつ信頼関係を構築していくことが重要との認識であった。</li> </ul>		

A⑩	A—2—(1)—④ 発達状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員は園での養育・支援について年齢ではなく発達状況に応じた関わりや計画を策定するようにしている。これが自立支援計画に反映されており、可能な限り統一した支援ができるように職員は対応している。</li> <li>・年齢や発達段階に応じた遊びが可能となるように玩具や書籍、外庭の遊具等を準備している。また、地域で開催される祭りや文化ホールで企画されるテーマ別学習会等、文化的活動に興味関心が高い子どもにこれらの情報を提供して、本人の希望があれば参加をしている。</li> <li>・学習面の支援として、特に受験を控えた子どもが対象となるが、9月頃より週に2回家庭教師に来てもらい学びを深める機会を得ている。その他、ボランティア団体との交流もあり、映画鑑賞や新幹線の試乗、食事を一緒に食べることや野球やバレーボール等様々な関わりがある。</li> </ul>		

A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・⑩・c
----	--	-------

<コメント>

・子ども達の基本的な生活習慣を安定させるために、まずは園の中のルールを守ることを徹底している。このルールは子ども会議にて子ども達と職員が双方合意の上で策定した内容になっているので、子ども達がさせられている内容ではなく自ら選択したことなので、最終的には自己責任という形で指導することが可能となる。

・子ども達は様々な環境の中で生活してきたため、社会通念上、当たり前という常識が通用しない場合もあるとのことであった。このため、子ども達との関わりの中でやっていいことややってはならないことの思慮分別が付いているかどうか判断した上で、個別的な支援を行っているのが現状であった。子ども達が家庭で生活していた期間に習慣化された社会的に不適切な生活様式を是正するにはかなり時間を要するようであった。この間の職員の粘り強い関わり方、奮闘の様子をヒアリングしたが、本当に頭の下がる関わりだと感服した。

・地域とのつながりについて、子ども達の部活動を通じて他の保護者と関わりを持っていく一例を確認した。

・電話やインターネット、SNSの活用については、利用している子ども達全てに規約や注意事項を文章で説明している。加えて、子ども達個々の使用状況を確認した上で、個別の誓約書を作成している。スマートフォンやタブレットは規約によると高校生以上が利用可能としている。しかし、最近では小中高校でタブレットを活用した授業が始まったため、小中学生もタブレットで宿題を行う等、限定的な使い方も確認することができた。

A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食事については、基本的に食堂に集まって皆で食べる習慣を定着させている。新型コロナウイルス感染拡大の時期はおしゃべり禁止で、一方を皆が見て個別に食べたり、時間差を設け2回に分けて食べる時期もあったとのこと。やはり、皆で会話しながら食べるスタイルの大切さを職員は実感していた。</li> <li>・ 食堂は十分なスペースで子ども達は職員と一緒にご飯を食べながら楽しい雰囲気の中で食事を摂っていた。また、子ども達の誕生日にはリクエストに応える形で好みの食べ物を提供している。また、季節食(お節料理等)の提供も行っており、日本の食の文化を実際に食事提供することで教えている。</li> <li>・ 子どものアレルギー反応する食品や好き嫌いの品目の情報収集をした上で、残食があった場合は気分や体調を尋ねて健康管理の1つのバロメーターとしている。</li> <li>・ 調理の手伝いについては、まず本人にその意思があれば職員と一緒にやったり、やっている姿を見てもらい、少し手伝ってもらったりと、全員に満遍なく行っているわけではないとのことである。特に男児は興味関心が女児と比較して薄い様子であった。</li> <li>・ 自宅から園に入所したばかりの子どもの中には、ほとんどお菓子類しか食べていなかった子どももあり、このような習慣を社会通念上、当たり前の食生活に取り戻すにはかなり時間を要するとのことであった。少しずつ時間をかけながら通常の食事に慣れていくケースが大半の様子である。</li> </ul>		

A—2—（3）衣生活		
A⑬	A—2—（3）—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども達の着用する衣類はTPOに応じた格好であるか、職員がそれとなく確認をしている。いつもほぼ同じ服しか着用しない児童もいれば、きちんと身なりを整える児童もいるとのこと。職員が特に気がけていることは、季節に応じた格好であるか、サイズ等含め学校に着ていけるものかとのことであった。</li> <li>・洗濯や衣類の管理については、子ども達の発達段階に応じて職員が判断しながら支援をしている。就学前や低学年の子ども達は基本的に職員が行い、小学校5年生以上は自分で干す、中高生は自分で実施するように方向付けている。給食着等のアイロンや衣服の補修は基本的に職員が実施しているとのことであった。</li> <li>・衣類の購入に関しては、基本的に子ども達が自由に選ぶことができるように配慮している。露出度の高い服やサイズが合っていない場合等は、着用した時にどのように見られるかイメージさせる等して子ども自ら考える機会を与えるようにしている。</li> </ul>		
A—2—（4）住生活		
A⑭	A—2—（4）—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問した際の居室の状況は2人で1部屋使用を2ヶ所、1人で1部屋使用を2ヶ所の状況であった。園の構造上、相部屋になることがあるが子ども同士の相性も加味して配置しているとのことであった。</li> <li>・2人部屋の場合、中間地点等に仕切りがあった方がプライベート空間が確保されて望ましいと考えていたが、現在入所している相部屋利用の子どもに関しては、仕切りは必要ないとのことであった。仕切りが必要であれば設置することは可能な状況であった。</li> <li>・子ども達は基本的に自分の部屋以外に入らない、他の子どもの私有物は勝手に触らないという約束をしている。また、金品に関しては職員が預かり安全な環境を整備している。</li> <li>・清潔な環境保持に関して、自分の居室は基本的に自分で片づけをするようにしていて、廊下や浴室等の共用部分は職員が対応するようにしている。子ども達の居室清掃は年齢や発達状況によって一概に線引きもできないため、職員が状況判断しながら対応している。但し、子ども達の中には自ら職員の掃除と一緒に手伝ってくれたり、外の掃除を手伝ってくれたりと自発的に動いてくれる。</li> </ul>		

A—2—（5）健康と安全		
A⑮	A—2—（5）—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども達の健康管理として年に2回健康診断を実施している。日々の管理としては検温のみではあるが、食事量や顔色、声のトーン等様子から察することもあるとのことであった。</li> <li>・協力医療機関として低学年までは小児科に、それ以上は嘱託医に通院して健康管理を実施している。専門科に受診する際は、子どもの状況に応じた医療機関を選択している。</li> <li>・通院時に職員が同行した際は、医師に普段の生活の様子を伝えたり、逆に注意事項等を聞くこととなる。医師の注意事項に関しては、園に戻り次第、通院記録や申し送りノートに記載して、情報共有を図っている。</li> <li>・服薬管理は職員が行っており、与薬チェック表にて毎日管理されている。</li> <li>・最低限の医学的知識の習得も必要ということで、園では感染症や食物アレルギー、発達障害の研修を実施したとのことであった。</li> <li>・子ども達を養育・支援する職員の健康管理も重要ということで、年に2回健康診断を受けている。</li> </ul>		
A—2—（6）性に関する教育		
A⑯	A—2—（6）—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性教育について、園で特別に研修を開催したり、子ども達が正しい知識を得ることができるようカリキュラムを準備するところまで至っていない。性教育に関しては職員が個人的に研修に参加して学びを得ているというのが現状であった。</li> <li>・日常生活の場面において子どもが過度な性的発言等した場合は発達状況に応じた指導をしているとのことであった。厳格に禁止するというスタンスではなく、正しい知識を得るもらうためにはどうしたらよいか模索中とのことであった。</li> <li>・世間の流れとしてLGBTQ等の文字が先行して、多様性の世の中であることとセットで知識を得ていく、知識を子ども達に説明できる時代ではないかと考える。性教育に精通した外部講師を招く等検討されて、性教育についての職員向け勉強会の開催を期待したい。</li> </ul>		

A—2—（7）行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—（7）—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力や不適応行動等の特性がある子どもへの養育・支援については、園で実施しているケース研究を通じて現状の把握や共有、対応方法について意見交換を重ねている。このように特性のある子どもへの対応は研究を通じて、軽減や改善する手立てがないか園全体で模索している。</li> <li>・暴力や不適応行動等を起こす子どもは、何かがきっかけとなって行動に変容することであった。つまり、このきっかけの出現を削除できれば暴力等の行動に移行しない。職員は可能な限り、予防策を講じて子ども達が穏やかな時間を過ごしてもらうように心がけている。</li> <li>・暴力や不適応行動を起こした子どもを否定するのではなく、なぜ、そのような行為に至ったのか、その試行的プロセスを発達段階に合わせて指導するようにしている。暴力等を起こす子どもも心の中では悪いことをしたと認識しているので、否定ばかりせず次からどうすれば暴力を振るわずに済むのか、可能な限り学びに繋げている。</li> <li>・特性の強い子どもへの養育・支援について、どうしても情緒的な関与だけでは改善しない場合もあるため、専門医や長崎こども・女性・障がい者支援センターとも連携しながら対応していく方針であった。</li> </ul>		

A⑱	A—2—（7）—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども達の間でいじめや暴力とまではいかないまでも、ちょっとしたいざこざや上下関係の問題から小競り合いが起こっている様子である。このような場面を少しでも削減するために子ども達が学校から帰ってきて多く集まる時間や、職員の業務が多くなる時間は可能な限り職員数を多く配置して目配り、見守りができる体制作りにて予防的取組みを実施している。</li> <li>・子ども達は何かをきっかけに暴力等に発展しかねないため、子ども達が集まる空間には職員も配置するように心がけている。万が一、園内でいじめや暴力があった場合は園としての問題と捉えて、徹底的に事実確認を行い再発防止策を講じる。また、加害側の子どもには園だけではなく長崎こども・女性・障がい者支援センター職員にも指導を依頼して善悪の行動を明確にしてもらっている。指導後は子ども自身がどのように変わっていくかより注意深く観察するようにしている。</li> <li>・子ども同士が一番密接な距離感に位置する相部屋使用の人は、子どもからの要望や職員が客観的に見た視点、子ども同士の相性を総合的に判断して決定するようにしている。誰もが1人部屋がいいのかと思いきや、2人部屋の方がしゃべる相手がいて良いという考えの子どももいる。</li> </ul>		
A—2—（8） 心理的ケア		
A⑲	A—2—（8）—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・b・㊦
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心理的ケアの有資格者が不在ではあるが、園の職員の中から心理担当職員を設定して、箱庭療法やコラージュ療法を実施している。専門性の高い療法であるため、どこまで踏み込んでいいのかその判断が難しい場面が多いようで、児童の生い立ちや発達状況、特性を総合的に判断すると心理担当の有資格者の配置を希望する職員が多かった。経費のかかることなので簡単に言えることではないが、対象となる子ども達の心の内実を把握することは質の高い養育・支援に繋がると確信するため配置した際の経営が可能か否か検証を期待する。</li> </ul>		

A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勉強を個別に実施するスペースが園にはあるため、子どもが希望すれば個室として空き部屋を活用できる状況であった。</li> <li>・学習の習慣化を目指して園では勉強の時間を設定している。低学年は職員が付きしながら実施して、中高学年は声掛けをしながら促している、中学生以上は基本的に自己責任で任せてはいるが、特性に合わせて声かけを行いながら促すケースもあるとのことであった。</li> <li>・中学3年生の子どもがいる場合は、例年、中総体が終わった時期から週に2回程度家庭教師の授業を受けている。この他、公文式の希望があった際に通っていた子どももいたとのことであった。</li> <li>・進路の選択の時期になると、園の職員は子ども達が通う学校の先生と離れて暮らす保護者等と三者面談をコーディネートするような役割で位置づけしている。</li> </ul>		
A㉑	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども達の卒業後の進路選択については、基本的に学校や保護者が中心とはなるが、子どもが必要とする情報の提供やわからないことに対する助言等を行うことは随時実施している。</li> <li>・進学を希望する子どものうち、経済的な援助が必要なケースにおいては奨学金の説明を行う等、様々な制度の紹介をするようにしている。</li> <li>・子ども達の高校卒業後もケースバイケースであるが、担当職員が連絡を取って近況を確認したり、悩みを聞いたりして円滑な社会生活が営めるよう後方支援している。</li> <li>・現在、学校を中退や不登校となっている子どもはいないため、入所継続や措置延長をしているケースは発生していないとのことである。</li> </ul>		

A⑳	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職場体験等就労に関する取組みとしては、中学校や高校で実施している職場体験を通じて社会経験の拡大に努めているが、園として職場体験を主体的に実施したり、協力事業主等と連携を図っている実態は今のところ確認できなかった。但し、対象となる子どもが職場体験等に関心が高まり、必要な情報を求める場合は助言をしたり一緒に調べたりする等の支援は行っている。</li> <li>・アルバイトについて子ども達が希望する場合は、要覧の中の「児童支援の留意事項」第5項に記されている文言に基づいて協議決定されることとなっている。</li> </ul>		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉑	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・㊦・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園の相談窓口としては主に子どもの担当の職員が担うこととなっている。長崎こども・女性・障がい者支援センターと連携を図る際も原則として、担当の職員が立ち会うようにして情報の共有を図っている。</li> <li>・家庭支援専門相談員の役割については要覧の中に「家庭支援専門相談員(FSW)の任務」という項目がありここに明文化されている。</li> <li>・保護者との面会や、外出、一時帰宅に関しては園の担当者や相談員、長崎こども・女性・障がい者支援センターの担当者が園での経過や意向、保護者の受入れ姿勢等、実行の可否を総合的に判断している。外出や一時帰宅した後は特に子どもの様子を注意深く観察するようにしている。具体的には子どもからの感想や仕草、所持品の中に不適切な品がないか、衣食住に関連する物に変化はないか等、ソフト面ハード面どちらも観察して経過を記録していくとのこと。</li> <li>・連絡可能な保護者に対してという前提で、子ども達の学校行事(入学式・卒業式・運動会・こども園の親子行事等)がある場合は、日程がわかり次第、担当職員から保護者に連絡をして情報提供している。このような行事への参加については、子どもの満足感を得られたり、家族支援にも有益とのこと園として積極的に促している。</li> </ul>		

A—2—（11）親子関係の再構築支援		
A⑭	A—2—（11）—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・⑩・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親子関係の再構築に関して、子どもも保護者も一緒に暮らしたいというベクトルの向きが双方同じであれば比較的ステップアップしやすい流れのようであるが、一方はしたい、もう一方はしたくないという形で方向性が異なる場合は時間がかかるし、繰り返し関係構築に向けて話し合いを重ねていくこととなる。家庭支援に関しては基本的に子どもの担当職員と家庭支援専門相談員、長崎こども・女性・障がい者支援センターの職員で連携を図りながら家庭訪問を実施していく。</li> <li>・子どもが自宅へ外出したり一時帰宅した後は、家庭状況等に変化がないか等会議で報告をして、担当以外の職員も周知するようにしている。これは子ども達の支援をするに際して、ちょっとした変化に気づく情報とのことであった。</li> <li>・職員が保護者等と関わる際に気を付けていることは、①傾聴の姿勢で否定をしない②保護者に対して指導的な態度を取らない③子どもの園での様子をわかりやすく説明することであった。根底には信頼関係を構築することが子どもの最善の利益に繋がるため、時間をかけながら少しずつというのが標準的なスタイルのようであった。</li> <li>・園として面会、一時帰宅等を経て家庭復帰できるように支援をしているが、園内に親子生活訓練室としての設備は今のところ準備できておらず、担当職員が家庭との関わりを繰り返しながら、適宜助言をしている。</li> </ul>		